

**障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる別府市条例（素案）
に関するタウンミーティングの概要**

日 時	平成 25 年 1 月 21 日（月）18:30～20:00		
場 所	中央公民館	参加者	38人
条例制定作業部会	西田副部長、宇都宮委員、松浦委員		
別 府 市	伊藤部長、岩尾課長、水口補佐、猪原主任		

【全般】

質問・意見

知的障がい者のことを真剣に議論したのか。

市の回答

別府市障害者自立支援協議会の会長自身が知的障がいのお子さんをお持ちの方です。知的障がいのことは、条例制定作業部会でも議論され、親亡き後の問題の解決に向けた取組も盛り込んでいます。

質問・意見

現状と条例が制定されてからの差はどこにあるのか。内容は、今やっていることではないのか。どのような効力が新たに発生することが期待できるのか。

市の回答

段差の解消や知的障がいのある方への広報について、わかりやすく説明することも合理的配慮に当たると思います。合理的配慮の評価制度の中で、条例が制定される前と後との変化を検証していくよう考えています。

質問・意見

この条例は、障害者基本法や障害者政策委員会差別禁止部会での話などにリンクしているのか。

市の回答

改正障害者基本法や差別禁止部会の意見書を加味して条項に盛り込んでいます。国の動きは、条例制定作業部会の中で慎重に扱っています。

質問・意見

この条例は、学校、病院、施設、家庭など具体的にどこまでの範囲まで及ぶのか。

市の回答

この条例は、地域社会をよくするものです。地域に属するすべての方が対象になります。

【第2条第4号】

質問・意見

自閉症の方への合理的配慮とは具体的に何か。

市の回答

知的障がいのある子どもの場合は、その特性を見ながら、保護者の方の意見をよく聞くということです。具体的な合理的配慮の基準は、これから考えていきます。

質問・意見

過重な負担の判断に当たっては、当事者の思いの強弱もあると思う。当事者の思いをよくくみ取って進めていただきたい。お金のかからない合理的配慮として、市民に対する広報・啓発をしていただきたい。

市の回答

心の配慮を行っていきたいと思います。過重な負担を判断するための具体的なことは、これから詰めていきたいと思います。

【第6条】

質問・意見

共生社会の実現に近づいていっているかどうか確実に評価していただきたい。

【第19条】

質問・意見

もっと具体的に強制的な調査をすることができる規定としてはどうか。

市の回答

障害者虐待防止法でも立入調査の権限しかありませんので、この条例でも調査事項への協力にとどめています。詳しくは、規則で定めます。

【その他】

質問・意見

別府市には、知的障がい者のグループホームがない。南石垣支援学校高等部を卒業した生徒は、生活の拠点を市外に求めている。住む場所の問題をどう考えているのか。

市の回答

親亡き後の問題を解決するためには、生活の場と保護者に代わる人の支援の2つがないといけません。市直営の入所の更生施設をつくるのはなかなか難しいです。民間に頼らざるを得ないという状況です。質の高い生活の場の提供ができるような仕組みづくりを支援していきたいと考えています。

質問・意見

別府市は、知的で重度の方の生活介護や自立訓練の場が非常に少ない。大分市が17か所、514人、日田市が5か所、168人の受け皿があるのに対して、別府市は6か所、98人しかない。生活介護の部門に力を入れてほしい。市直営の生活介護事業所は考えられないのか。

市の回答

市直営の重度生活介護の施設をつくるのはなかなか難しいです。特別支援学校、別府市障害者自立支援協議会、ハローワークあらゆる機関と連携を取りながら前進させていきたいと考えています。

質問・意見

行政の方も、専門家に任せるだけではなくて、勉強してほしい。別府市は、身体障がいに関しては他市と比べてかなり進んでいるが、知的障がいに対して高いハードルがある。知的障がいに対する理解がない。

市の回答

これから、しっかりと市の責務を果たしていきたいと思います。

質問・意見

条例が施行された場合、どれくらい関連予算が付きやすくなるのか。

市の回答

条例が施行されて以降、別府市が変わっていかなければ条例をつくった意味がないと思っています。別府市が財源をたくさんもっているわけではありませんので、ハード面については、当事者の意見を聞きながら優先順位を付けて整備していかなければならないと思っています。単年度でできなければ、継続して整備していく必要があると思っています。

質問・意見

裁判する際の金銭的な行政支援はあるのか。

市の回答

検討させていただきます。

市の検討

条例素案では、障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県条例第26条の規定のような訴訟に要する費用の貸付制度を含め、裁判する際の金銭的な行政支援は用意していません。

別府市条例において、差別等があった場合の救済措置を設ける趣旨は、司法による解決のほかにこの条例の目的を実現するための簡易的な解決の仕組みを用意しておくことにあります。

裁判に係る行政支援に関しては、条例施行後の検証過程において、その必要性から議論するべきであると考えます。

質問・意見

条例が施行された際の市の職員の人員配置はどうするのか。

市の回答

相談業務などは、事業者に委託をしています。

質問・意見

相談窓口の強化の取組は。

市の回答

相談ケースを勘案しながら、きめ細やかに対応していきたいと思います。

質問・意見

所属する団体などによって得られる情報量が違う。作業所へ情報を伝えても、それが当事者に伝わらなければ意味がない。市報に載せれば良いというものではない。市報を開けない人もいる。みんなに情報が伝わるように努力していただきたい。

市の回答

もっと市民に届くような情報発信を検討したいです。障がいのある人を支える人に対して、できるだけ情報発信をしたいと思います。

質問・意見

別府市では、どのような盲導犬を育成する取組をしているのか。

市の回答

盲導犬の育成は、国や県が行っていると思います。市が独自に実施することは、今のところ考えていません。これからの課題としたいと思います。